

令和4年6月1日施行 マイクロチップ装着等の義務化

動物愛護管理法 第39条の2～第39条の26

- 犬猫の繁殖業者等**は、マイクロチップ装着・情報登録が**義務**となります。
- 一般飼い主など**、犬猫販売業者以外の犬や猫の所有者は、装着が**努力義務**になります。
- マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた人は、変更登録が**義務**となります。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例として、装着されたマイクロチップは、**狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。**



●マイクロチップのメリット

迷子や地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離ればなれになってもマイクロチップの番号を専用のリーダーで読み取り、データベースに登録された情報と照合することで飼い主のもとへ戻ってくる可能性が高くなります。**※GPSではありません！**

●マイクロチップ挿入の流れ

挿入器具は針が太い為、注射嫌いで暴れる動物には麻酔無しでは困難になります。しかし、手術時は麻酔をかけているため痛みが軽減され動物も暴れないのでスムーズに挿入可能です。当院では麻酔中にマイクロチップを挿入する方が費用も割引きされているので、これから去勢・避妊手術をお考えの方にもお勧めです。

※マイクロチップ価格 通常(麻酔なし):4,180 円(税込み)

手術時(麻酔あり):3,300 円(税込み)

ペットショップ Coo&RIKU で動物を購入された場合、当院で取り扱っているマイクロチップナンバー登録システム AIPO での検索ができません。
詳しくはスタッフまで。

